

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について	支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について
<p>旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、<u>平成 26 年 7 月 4 日</u>から、<u>下記</u>により実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的 (省略)</p> <p>第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (省略)</p> <p>第 3 申告の対象等 1 申告対象 旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。 (1) 携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第 2 項各号に定める方法により計算した額の合計額）が 100 万円に相当する額を超えるもの。</p>	<p><u>関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 20 年政令第 123 号）の一部の施行に伴い、</u>旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、<u>下記のとおり定めたので、平成 22 年 7 月 6 日</u>から、<u>これ</u>により実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 目的 (同左)</p> <p>第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (同左)</p> <p>第 3 申告の対象等 1 申告対象 旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。 (1) 携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第 2 項各号に定める方法により計算した額の合計額）が 100 万円（<u>北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円</u>）に相当する額を超えるもの。</p>

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(2) (省略)	(2) (同左)
2 申告者	2 申告者
(1) ~ (3) (省略)	(1) ~ (3) (同左)
3 申告書の受理及び許可 (省略)	3 申告書の受理及び許可 (同左)
(1) ~ (4) (省略)	(1) ~ (4) (同左)
4 申告書の記入要領 申告をする旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。	4 申告書の記入要領 申告をする旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。
(1) ~ (2) (省略)	(1) ~ (2) (同左)
(3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては 10 万円未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては 10 万円相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。	(3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては 10 万円 <u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 1 万円)</u> 未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては 10 万円 <u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 1 万円)</u> 相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。
(4) ~ (5) (省略)	(4) ~ (5) (同左)
(6) 1の(1)「合計金額」欄は、100 万円未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。 なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。	(6) 1の(1)「合計金額」欄は、100 万円 <u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円)</u> 未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。 なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。
(7) ~ (9) (省略)	(7) ~ (9) (同左)

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
 (注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前																																														
<p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">(税関用)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">□ 輸出</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">支払手段等の携帯 申告書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">□ 輸入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の[1]の合計金額が100万円相当額を超える方、又は下記1の[2]の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税関長殿</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">申告年月日</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">申告者</td> <td style="padding: 2px;">氏名（漢字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">氏名（ローマ字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">国 稷</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">旅券番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">以下のとおり申告します。</p> <p>1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等</p> <p>(1) 支払手段又は証券</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 現 金（原通貨で記入） _____</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） _____</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 約束手形 _____</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 証 券（有価証券に限る。） _____</p> <p style="margin-left: 20px;">合計金額（100万円未満切捨て） 万円</p> <p>(2) □ 食金属（金の地金で純度 90% 以上のものに限る。） 合計重量（1知りがん未満切捨て） キログラム</p> <p>2 仕向地（又は積出地）の名称</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 輸出しようとする場合【搭乗機（船舶）名： 】 【降機（船）地名： 】</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合【搭乗機（船舶）名： 】 【乗機（船）地名： 】</p> <p>3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">署 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関記入欄</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">許可年月日</td> </tr> </table>	税関長殿	申告年月日	年 月 日	申告者	氏名（漢字）			氏名（ローマ字）			住 所			生年月日	年 月 日		国 稷			旅券番号		税関記入欄	許可年月日	<p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">(税関用)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">□ 輸出</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">支払手段等の携帯 申告書</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 0;">□ 輸入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記1の[1]の合計金額が100万円相当額を超える方、又は下記1の[2]の合計重量が1キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税関長殿</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">申告年月日</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">申告者</td> <td style="padding: 2px;">氏名（漢字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">氏名（ローマ字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">国 稷</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">旅券番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">以下のとおり申告します。</p> <p>1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等</p> <p>(1) 支払手段又は証券</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 現 金（原通貨で記入） _____</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） _____</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 約束手形 _____</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 証 券（有価証券に限る。） _____</p> <p style="margin-left: 20px;">合計金額（100万円未満切捨て） 万円</p> <p style="margin-left: 20px;">* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円</p> <p>(2) □ 食金属（金の地金で純度 90% 以上のものに限る。） 合計重量（1知りがん未満切捨て） キログラム</p> <p>2 仕向地（又は積出地）の名称</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 輸出しようとする場合【搭乗機（船舶）名： 】 【降機（船）地名： 】</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合【搭乗機（船舶）名： 】 【乗機（船）地名： 】</p> <p>3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">署 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関記入欄</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">許可年月日</td> </tr> </table>	税関長殿	申告年月日	年 月 日	申告者	氏名（漢字）			氏名（ローマ字）			住 所			生年月日	年 月 日		国 稷			旅券番号		税関記入欄	許可年月日
税関長殿	申告年月日	年 月 日																																													
申告者	氏名（漢字）																																														
	氏名（ローマ字）																																														
	住 所																																														
	生年月日	年 月 日																																													
	国 稷																																														
	旅券番号																																														
税関記入欄																																															
許可年月日																																															
税関長殿	申告年月日	年 月 日																																													
申告者	氏名（漢字）																																														
	氏名（ローマ字）																																														
	住 所																																														
	生年月日	年 月 日																																													
	国 稷																																														
	旅券番号																																														
税関記入欄																																															
許可年月日																																															

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財閥第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p style="text-align: center;">[記入要領]</p> <p>1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 ① 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 ② 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 ③ 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 ④ 合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 ⑤ 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、開税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外國為替相場を用いてください。 4 食金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出発の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税關への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税關職員にお尋ねください。</p> <p style="text-align: center;">（その他の事項）</p> <p>（「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税關用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。）</p> <p style="text-align: center;">[留意事項]</p> <p>携帶して、100 万円相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、開税法（昭和 23 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入する空港又は港を管轄する税關に申告の必要があります（申告しないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には開税法違反として罰則が科されることがあります。）。</p>	<p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p style="text-align: center;">[記入要領]</p> <p>1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 ① 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 ② 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 ③ 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 ④ 合計金額は、100 万円（<u>＊</u> 未満を切り捨てた上で、記入してください。＊ 北朝鮮を付向地とする輸出の場合は 10 万円） ⑤ 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、開税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外國為替相場を用いてください。 4 食金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出発の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税關への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税關職員にお尋ねください。</p> <p style="text-align: center;">（その他の事項）</p> <p>（「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税關用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。）</p> <p style="text-align: center;">[留意事項]</p> <p>持帶して、100 万円（<u>＊</u> 相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、開税法（昭和 23 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入する空港又は港を管轄する税關に申告の必要があります（申告しないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には開税法違反として罰則が科されることあります。）＊ 北朝鮮を付向地とする輸出の場合は 10 万円</p>

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
 (注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前																																				
<p>(申告者用) <input type="checkbox"/> 輸出 支払手段等の携帯 申告書 <input type="checkbox"/> 輸入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <small>携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の[1]の合計金額が 100 万円相当額を超える方、又は下記 1 の[2]の合計重量が 1 キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。</small> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税関長殿</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">申告年月日</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">申告者</td> <td style="padding: 2px;">氏名（漢字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名（ローマ字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">国籍</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">旅券番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">以下のとおり申告します。</p> <p>1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等</p> <p>(1) 支払手段又は証券</p> <p><input type="checkbox"/> 現 金（原通貨で記入） _____</p> <p><input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） _____</p> <p><input type="checkbox"/> 約束手形 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 証 券（有価証券に限る。） _____ 合計金額（100 万円未満切捨て） _____ 万円</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 食金屬（金の地金で純度 90% 以上のものに限る。） 合計重量（1 キログラム未満切捨て） _____ キログラム</p> <p>2 仕向地（又は積出地）の名称</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] [降機(船)地名：]</p> <p><input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] [乗機(船)地名：]</p> <p>3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日</p> <p>署 名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税 関 記 入 櫃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">許可年月日</td> </tr> </tbody> </table>	税関長殿	申告年月日	年 月 日	申告者	氏名（漢字）		氏名（ローマ字）		住 所		生年月日	年 月 日	国籍		旅券番号		税 関 記 入 櫃	許可年月日	<p>(申告者用) <input type="checkbox"/> 輸出 支払手段等の携帯 申告書 <input type="checkbox"/> 輸入</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <small>携帯して現金などの支払手段等を輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）しようとする際に、下記 1 の[1]の合計金額が 100 万円（<small>※相当額</small>）を超える方、又は下記 1 の[2]の合計重量が 1 キログラムを超える方、又は両方に該当する方は本申告書を提出してください。* <small>北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円</small></small> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税 関 長 殿</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">申告年月日</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 2px;">申告者</td> <td style="padding: 2px;">氏名（漢字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名（ローマ字）</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住 所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">国籍</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">旅券番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">以下のとおり申告します。</p> <p>1 輸出（又は輸入）しようとする支払手段等の種類、金額等</p> <p>(1) 支払手段又は証券</p> <p><input type="checkbox"/> 現 金（原通貨で記入） _____</p> <p><input type="checkbox"/> 小切手（旅行小切手を含む。） _____</p> <p><input type="checkbox"/> 約束手形 _____</p> <p><input type="checkbox"/> 証 券（有価証券に限る。） _____ 合計金額（100 万円※未満切捨て） _____ 万円 <small>* <small>北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円</small></small></p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 食金屬（金の地金で純度 90% 以上のものに限る。） 合計重量（1 キログラム未満切捨て） _____ キログラム</p> <p>2 仕向地（又は積出地）の名称</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] [降機(船)地名：]</p> <p><input type="checkbox"/> 輸入しようとする場合 [搭乗機(船舶)名：] [乗機(船)地名：]</p> <p>3 輸出（又は輸入）の実行の日 <input type="checkbox"/> 申告の日 <input type="checkbox"/> 申告の日の翌日</p> <p>署 名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">税 関 記 入 櫃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">許可年月日</td> </tr> </tbody> </table>	税 関 長 殿	申告年月日	年 月 日	申告者	氏名（漢字）		氏名（ローマ字）		住 所		生年月日	年 月 日	国籍		旅券番号		税 関 記 入 櫃	許可年月日
税関長殿	申告年月日	年 月 日																																			
申告者	氏名（漢字）																																				
	氏名（ローマ字）																																				
	住 所																																				
	生年月日	年 月 日																																			
	国籍																																				
	旅券番号																																				
税 関 記 入 櫃																																					
許可年月日																																					
税 関 長 殿	申告年月日	年 月 日																																			
申告者	氏名（漢字）																																				
	氏名（ローマ字）																																				
	住 所																																				
	生年月日	年 月 日																																			
	国籍																																				
	旅券番号																																				
税 関 記 入 櫃																																					
許可年月日																																					

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財閥第 591 号）】
 (注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>〔記入要領〕</p> <p>1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 ① 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 ② 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 案第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 ③ 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 ④ 合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 ⑤ 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 案に規定する外國為替相場を用いてください。 4 食金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「③ 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税關への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税關職員にお尋ねください。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>〔その他の事項〕</p> <p>（「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税關用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。）</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>携帶して、100 万円相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 案の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税關に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。</p>	<p>(裏面)</p> <p>〔記入要領〕</p> <p>1 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 2 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 3 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 ① 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 ② 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 案第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 ③ 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 ④ 合計金額は、100 万円（<u>③</u> 未満を切り捨てた上で、記入してください。* <u>北朝鮮を向地とする輸出の場合は 10 万円</u> ⑤ 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 案に規定する外國為替相場を用いてください。 4 食金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 5 「③ 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税關への提出の日の翌日となっているものをいいます。 6 作成に当たって御不明な点は税關職員にお尋ねください。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>〔その他の事項〕</p> <p>（「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税關用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。）</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>携帶して、100 万円（<u>③</u> 相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 案の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税關に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。</p> <p>* <u>北朝鮮を向地とする輸出の場合は 10 万円</u></p>